

## 現行規定

### ボーイスカウトさいたま第10団育成会会則

(名称)

第1条 本会は、「ボーイスカウトさいたま第10団育成会（以下「育成会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 本会は、ボーイスカウト日本連盟教育規定に定める育成団体の精神に則り、ボーイスカウトさいたま第10団（以下「団」という。）の円滑な活動及び団に所属するスカウトの健全な育成に資することを目的とする。

2 財政活動により、団のボーイスカウト教育に必要な施設と経費に責任を負う。

(所在地)

第3条 本会所在地は、会長宅に置く。

(会員)

第4条 本会は、以下の会員により構成する。

- 一 正会員：団に所属するスカウトの保護者、成人スカウト並びに育成会、団及び隊の運営に携わるもの。  
団の推挙する地区育成会員。
- 二 準会員：正会員以外で本会設立趣旨に賛同するもの。

2 別途定める会費の納入をもって会員とする。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 理事 若干名
- 四 事務 若干名

## 改正(案)

### ボーイスカウトさいたま第10団育成会会則

(名称)

第1条 本会は、「ボーイスカウトさいたま第10団育成会（以下「育成会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 本会は、ボーイスカウト日本連盟教育規程に定める育成団体の精神に則り、ボーイスカウトさいたま第10団（以下「団」という。）の円滑な活動及び団に所属するスカウトの健全な育成に資することを目的とする。

2 財政活動により、団のボーイスカウト教育に必要な施設と経費に責任を負う。

(所在地)

第3条 本会所在地は、会長宅に置く。

(会員)

第4条 本会は、以下の会員により構成する。

- 一 正会員：本会設立趣旨に賛同するもの。  
団理事会の推挙する地区育成会員。
- 二 賛助会員：正会員以外で、所定の会費を納めるもの。
- 三 スカウト会員：団に所属するスカウトの保護者。  
ただしスカウトが成人となった場合は、その本人。

2 別途定める会費の納入をもって会員とする。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 理事 若干名
- 四 事務 若干名

五 会 計 3 名

- 2 役員は、育成会総会において正会員の互選により選出する。
- 3 役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

(役員職務)

- 第6条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。また、団内の慶弔に責任を持つ。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
  - 3 理事は、効率的で円滑な会務執行を補完する。
  - 4 事務は、本会の事務処理を行う。
  - 5 会計は、本会の経理事務を行うとともに、団の経理事務も兼ねて行う。

(理事会)

- 第9条 理事会は、第5条に定める役員が出席し、育成会の会務に関する事項あるいは対外的事項について協議、決定するため次のとおり会議を開催する。

- 一 定例会 : 隔月1回
- 二 臨時会 : 必要あるとき育成会長が召集する。

- 2 団委員長及び隊長は、理事会で活動の報告及び今後の活動計画の報告を要する。
- 3 理事会は、必要に応じ外部から有識者の出席を求めることができる。

五 会 計 若干名

- 2 役員は、育成会総会において正会員の互選により選出する。
- 3 役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

(役員職務)

- 第6条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。また、~~団内の慶弔に責任を持つ。~~
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
  - 3 理事は、効率的で円滑な会務執行を補完する。
  - 4 事務は、本会の事務処理を行う。
  - 5 会計は、本会の経理事務を行うとともに、団の会計監査を行う。  
また、本会の年間予算書および決算書を作成する。

(理事会)

- 第7条 理事会は、第5条に定める役員が出席し、育成会の会務に関する事項あるいは対外的事項について協議、決定するため次のとおり会議を開催する。

- 一 定例会 : 隔月1回
- 二 臨時会 : 必要あるとき育成会長が召集する。

- 2 理事会は、必要に応じ外部から有識者の出席を求めることができる。

(事業計画及び予算)

- 第8条 理事会は、育成会が行う事業あるいは育成会として参加する事業等について必要となる予算を含めて年間計画を作成し、正会員の承認を得なければならない。

(通常運営費)

- 第9条 会運営に必要な経費は育成会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。  
育成会費については別途定める。

(特別運営費)

- 第10条 通常運営費では賅うことのできない長期的に見込まれる支出や臨時の出費に備え、  
通常運営費とは別に特別会計を組むことができる。

(慶弔費)

- 第11条 理事会は団内外の慶弔等に関し責任を持つ。その額等は別途定める。

(執行責任)

- 第12条 理事会は育成会の運営に係る経費について、活動計画及び予算に沿って責任を持って  
執行する。

(会計監査)

第7条 本会は、会計処理が適正に行われていることを確かめるため、会計監査2名を置き、会計監査を行う。

- 2 会計監査は、育成会総会において正会員の互選により選出する。
- 3 会計監査の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

(相談窓口)

第8条 本会は、会員ならびに会員関係者の苦情等に対応するため、相談窓口を設置する。

- 2 受けた相談については、理事会で協議し、その改善について真摯に対応しなければならない。
- 3 相談窓口（連絡先）は、団広報誌により年1回以上掲載し、会員に周知しなければならない。

(総会)

第10条 総会は、本会の最高議決機関として、会長の召集により原則として年1回5月に開催し、正会員の3分2以上の出席をもって成立する。

また、正会員の3分の1以上の賛意をもって臨時に開催することができる。

2 計画外の執行については、理事会が協議決定し、執行するものとする。

3 理事会は活動報告及び決算書をもって、育成会員の承認を得なければならない。

(会計処理)

第13条 本会における会計処理は、以下の帳簿等をもってする。

- ・ 育成会員名簿
- ・ 育成会費徴収簿
- ・ 出納簿
- ・ 備品台帳
- ・ 予算書、決算書綴り
- ・ 領収書綴り
- ・ 振替受払通知書

2 本会計の支出は支出証拠書類として支払先の発行する領収証をもってする。

ただし、これ得られない場合は、会計の承認する書類をもってこれに替えることができる。

3 帳簿類は、10年保存とする。

(会計監査)

第14条 本会は、会計処理が適正に行われていることを確かめるため、団の会計委員による会計監査を行う。

(相談窓口)

第15条 本会は、団内の苦情等に対応するため相談窓口を設置する。

- 2 受けた相談については、理事会で協議し、その改善について真摯に対応しなければならない。
- 3 相談窓口（連絡先）は、団広報誌により年1回以上掲載し、団内に周知しなければならない。

(総会)

第16条 総会は、本会の最高議決機関として、会長の召集により原則として年1回4月もしくは5月に開催し、正会員の3分2以上の出席をもって成立する。

また、正会員の3分の1以上の賛意をもって臨時に開催することができる。

(総会に付すべき事項)

第11条 総会に付すべき事項は次のとおりとする

- 一 前年度の本会、団及び隊の事業承認
- 二 前年度の本会、団及び隊の決算承認
- 三 新年度の本会役員及び監査の選任
- 四 新年度の団委員の選任、委嘱
- 五 新年度の隊指導者の承認
- 六 新年度の本会、団及び隊の事業計画承認
- 七 新年度の本会、団及び隊の予算計画承認
- 八 スカウトの進歩の状況
- 九 団構成員の状況  
登録数推移、行事奉仕者名簿、指導者研修歴、表彰者名簿、  
地区等奉仕者名簿
- 十 その他総会の承認あるいは決議を必要とする事項

(団委員の選任)

第12条 前条第1項四号団委員の選任は、正会員の互選による。

- 2 団委員の委嘱は、総会の場において行う。これにより団委員会を構成する。

(会務及びその委任)

第13条 第2条に規定された目的を達成するため団委員会から要請される事項を持って会務とする。

- 2 本会の会務は慶弔、財政及び会計事務を除き団委員会に委任する。

(事業年度)

第14条 事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(付 則)

第15条 この会則は平成26年4月27日から施行する。

- 2 この会則に定めのない事項については、役員協議のうえ処理し、総会において

(総会に付すべき事項)

第17条 総会に付すべき事項は次のとおりとする

- 一 前年度の本会の事業承認ならびに団の事業承認
- 二 前年度の本会の決算承認ならびに団の決算承認
- 三 新年度の本会役員の選任
- 四 新年度の団委員の選任、委嘱
- 五 新年度の本会の事業計画承認ならびに団の事業計画承認
- 六 新年度の本会の予算計画承認ならびに団の予算計画承認
- 七 その他総会の承認あるいは決議を必要とする事項

(団委員の選任)

第18条 前条第1項四号団委員の選任は、正会員および団規約に定める団員の互選による。

- 2 団委員の委嘱は、総会の場において行う。これにより団委員会を構成する。
- 3 本会会長ならびに副会長はその役務の性質上、団委員となる。

(外郭団体の承認)

第19条 理事会はボーイスカウトさいたま第10団に関する団体の承認を行なう。

(事業開始および事業年度)

第20条 本会の設立年月日は昭和49年4月18日とする。

- 2 事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(付 則)

第21条 この会則は2018年(平成30年)5月12日から施行する。

- 2 この会則に定めのない事項については、役員協議のうえ処理し、総会において

承認を得るものとする。

H20. 4. 1 地区名称変更  
H26. 4. 27 改定

承認を得るものとする。

3 この会則は、育成会会則第16条に定める総会の決議をもって改正することができる。

1984(S59). 10. 1. 配布

1995(H7). 9. 1. 改正

1997(H9). 12. 21. 改正

2005(H17). 5. 8. 配布

2007(H19). 5. 13. 改正

2008(H20). 4. 1. 地区名称変更

2014(H26). 4. 27. 改正

2018(H30). 5. 12. 配布

## 現 行 規 定

## 改 正 ( 案 )

ボーイスカウトさいたま第10団育成会会則（以下「会則」という。）細則

ボーイスカウトさいたま第10団育成会会則（以下「会則」という。）細則

### （会 費）

第1条 会則第4条第2項の規定による会費は、次のとおりとする。

- 1 (一) 団に所属するスカウトの保護者である正会員  
月額として次の算式により求めた額とする。  
 $1,500円 + 500円 \times (\text{スカウト人数} - 1)$
- (二) 登録費相当額として  $5,000円 \times \text{スカウト人数}$   
9月以降の登録については、半額とする。  
但し、次年度登録費については、指定された期限に納付。
- 2 成人スカウト及び本人が団に所属する正会員  
年額1口 1,000円、7口以上とする。
- 3 団の推挙する地区育成会員  
地区育成会会則に定める会費をもって、会費とする。
- 4 準会員

### （会 費）

第1条 会則第4条第2項の規定による会費は、次のとおりとする。

#### 1 正会員

以下の、会員体系に分かれる。

スター会員 : 年額30,000円以上

コア会員 : 年額10,000円以上

シニア会員 : 年額5,000円以上

理事会の推挙する地区育成会員

地区育成会会則に定める会費をもって、会費とする。

#### 2 賛助会員

トナカイ・シロクマ会員 : 年額10,000円以上

ゾウ・コブラ会員 : 年額5,000円以上

コンドル・タカ・ワシ会員 : 年額3,000円以上

年額1口 1,000円、3口以上とする。

(会費の減額、免除)

- 第2条 正会員は、特別の事由があるときは会費の減額あるいは免除を受けることができる。
- 2 休隊者をもつ正会員の会費は前条一号算式中1,500円を1,000円と読み替えて得た額とする。
  - 3 成人に達しないローバースカウトをもつ正会員の会費は、成人に達しないローバースカウト一人につき前条第2項の額とする。また、成人に達しないローバースカウト以外のスカウトをもつ場合、成人に達しないローバースカウトにかかる額と成人に達しないローバースカウトの人数を引いた人数で前条第1項により求めた額とを合わせた額とする。
  - 4 本人が育成会、団及び隊の運営に携わる正会員並びに隊の運営に携わる成人スカウトの会費は免除する。

(慶弔費等)

- 第3条 会則第6条第1項の規定による慶弔に当てる慶弔金は、次のとおりとする。
- |        |           |         |
|--------|-----------|---------|
| ・ 結婚祝金 | スカウト、隊指導者 | 5,000円  |
| ・ 弔慰金  | 育成会員      | 5,000円  |
|        | スカウト、隊指導者 | 10,000円 |
|        | スカウトの兄弟姉妹 | 3,000円  |
- 2 前記以外のもので役員が協議し必要と判断される場合これを贈ることができる。

(付 則)

- 第4条 この細則は平成26年4月27日から施行する。

H20. 4. 1 地区名称変更

H26. 4. 27 改定

3 スカウト会員

年額1口 5,000円、スカウト人数口とする。

(会費の減額、免除)

- 第2条 会員は、特別の事由があるときは会費の減額あるいは免除を受けることができる。
- 2 会費の減額および免除は、理事会でこれを決定する。

(慶弔費等)

- 第3条 会則第11条の規定による慶弔に当てる慶弔金は、次のとおりとする。
- |        |           |         |
|--------|-----------|---------|
| ・ 結婚祝金 | スカウト、隊指導者 | 5,000円  |
| ・ 弔慰金  | 会員        | 5,000円  |
|        | スカウト、隊指導者 | 10,000円 |
|        | スカウトの兄弟姉妹 | 3,000円  |
- 2 前記以外のもので役員が協議し必要と判断される場合これを贈ることができる。

(付 則)

- 第4条 この細則は2018年(平成30年)5月12日から施行する。
- 2 この細則は、育成会会則第16条に定める総会の決議をもって改正することができる。

2005(H17). 5. 8. 配布

2007(H19). 5. 13. 改正

2008(H20). 4. 1. 地区名称変更

2014(H26). 4. 27. 改正

2018(H30). 5. 12. 配布

現 行 規 定	改 正 ( 案 )
	<p data-bbox="1122 280 2181 316"><u>ボーイスカウトさいたま第10団育成会会則（以下「会則」という。）細則</u></p> <p data-bbox="1115 373 2114 443"><u>この細則は、個人情報の保護に関する法律に基づき、本会に所属する構成員の個人情報の保護について定める。</u></p> <p data-bbox="1128 504 1256 531"><u>（個人情報）</u></p> <p data-bbox="1122 549 2114 663"><u>第1条 個人情報とは、特定の個人を識別することができるものであり、団で取扱う個人情報は、育成会名簿、団員名簿、登録名簿、スカウト個人記録、健康記録表を言う。 それ以外のものについては個人を特定されないよう措置し保管しなければならない。</u></p> <p data-bbox="1128 679 1413 707"><u>（構成員等および遵守義務）</u></p> <p data-bbox="1122 724 2114 794"><u>第2条 本則における構成員とは、ボーイスカウトさいたま第10団育成会会則第4条に規定する会員を言い、本則は、理事会がが遵守すべき義務を明確にする目的をもって定める。</u></p> <p data-bbox="1122 812 2114 882"><u>第3条 理事会は、第1条で定める個人情報を収集し、またその利用にあたっては適切にこれを管理する。</u></p> <p data-bbox="1128 898 1279 925"><u>（団への指導）</u></p> <p data-bbox="1122 943 2114 1058"><u>第4条 理事会は、団が本則と同様の措置をとるよう指導を行う。 団への指導は、本則第7条を除き、構成員を団規約に定める団員および団に所属するスカウト、理事会を団委員会と読み替え行うものとする。</u></p> <p data-bbox="1128 1074 1323 1101"><u>（個人情報の保護）</u></p> <p data-bbox="1122 1118 2114 1233"><u>第5条 理事会では、構成員に関する個人情報の保護に努め、以下の措置を講じる。 二 運用は理事会が責任をもち、個人データの登録・修正・削除を行う。 三 個人情報の保全・管理は理事会が行なう。</u></p> <p data-bbox="1128 1249 1323 1276"><u>（第三者への提供）</u></p> <p data-bbox="1122 1294 2114 1450"><u>第5条 理事会では以下に該当する場合を除き保有する個人情報の第三者への提供は行わない。 一 当該個人情報の対象者本人の同意がある場合。本人が未成年の場合は、その保護者とする。 二 法令等に基づく開示を受けた場合。</u></p>

三 団ほか本運動組織への提供。但し、その情報提供先が個人情報保護に関する  
確かな取り決めを行なっていることを確認する。

四 保険への加入

(個人情報の開示および訂正、利用停止、削除)

第6条 理事会は、構成員から、当該本人に関する個人情報の開示および訂正、利用停止、削除  
を求められた場合は、真摯に対応するものとする。

(相談窓口)

第7条 相談窓口を以下の通り設置し、苦情に対し真摯に対応する。

一 育成会長を本会の情報保護統括責任者とし、育成会会内に個人情報保護の相談  
窓口（ボーイスカウトさいたま第10団育成会会則第8条に規定する相談窓口  
に同じ）を設置する。

二 理事会は構成員からの不作為の指摘に、真摯に対応する。

三 理事会は、団員からの不作為の指摘に、団委員会へ是正を求める。

(付 則)

第8条 この細則は2018年（平成30年）5月12日から施行する。

2 この細則は、育成会会則第16条に定める総会の決議をもって改正することができる。

2018(H30). 5. 12. 配布

現 行 規 定

ボーイスカウトさいたま第10団規約

本規約は、ボーイスカウトさいたま第10団がボーイスカウト日本連盟、ボ - イスカウト埼玉県  
連盟及びボーイスカウトさいたま北地区に所属し、ボーイスカウト日本連盟教育規定を遵守する  
団体として運営するに足る事項について定めるものである。

第1章 総 則  
(名 称)

改 正 (案)

ボーイスカウトさいたま第10団規約

本規約は、ボーイスカウトさいたま第10団がボーイスカウト日本連盟、ボ - イスカウト埼玉県  
連盟及びボーイスカウトさいたま北地区に所属し、ボーイスカウト日本連盟教育規定を遵守する  
団体として運営するに足る事項について定めるものである。

第1章 総 則  
(名 称)



第1条 本団は、「ボーイスカウトさいたま第10団」（以下「団」という。）と称する。

（目的）

第2条 団はボーイスカウト運動をとおして青少年がその自発活動により自らの健康を築き、社会に奉仕し得る能力と人生に有用な技能を取得し、かつ誠実、勇気、自信及び国際愛と人道主義を把握し実践し得るよう指導することをもって設立の目的とする。

（所在地）

第3条 団所在地（団本部）は団委員長宅に置く。

（維持）

第4条 団は所属スカウトの保護者等が組織するボーイスカウトさいたま第10団育成会（以下「育成会」という。）により維持する。

（運営）

第5条 団は団委員及び隊指導者がボーイスカウト日本連盟教育規定及び本規約に基づき、保護者等の協力を得て運営する。

（政治活動等の禁止）

第6条 団はいかなる政治団体、宗教団体或いは法人等及びその団体等に所属する個人に対し、一切これを支持せず、制約を受けない。

また、何人といえども団を政治目的等のために利用することを許さない。

## 第2章 団委員及び隊指導者

（団委員）

第7条 団委員は次の役務を分担する。各役務の内容は別に定める。

- |          |     |
|----------|-----|
| 一 団委員長   | 1名  |
| 二 副団委員長  | 若干名 |
| 三 組織拡張委員 | 若干名 |

第1条 本団は、「ボーイスカウトさいたま第10団」（以下「団」という。）と称する。

（目的）

第2条 団はボーイスカウト運動をとおして青少年がその自発活動により自らの健康を築き、社会に奉仕し得る能力と人生に有用な技能を取得し、かつ誠実、勇気、自信及び国際愛と人道主義を把握し実践し得るよう指導することをもって設立の目的とする。

（所在地）

第3条 団所在地（団本部）は団委員長宅に置く。

（団員）

第4条 ~~本会は、以下の団員により構成する。~~

~~団に所属するスカウトの保護者、ローバースカウト、団及び隊の運営に携わるもの。~~

~~2 別途定める団費の納入をもって団員とする。~~

（維持）

第5条 団はボーイスカウトさいたま第10団育成会（以下「育成会」という。）により維持する。

（運営）

第6条 団は団委員及び隊指導者がボーイスカウト日本連盟教育規定及び本規約に基づき、保護者等の協力を得て運営する。

（個人情報保護）

第7条 ~~団は、個人情報の保護に関する法律に基づき、団員の個人情報の保護に努める。~~

~~その運用にあたっては、育成会細則に従うものとする。~~

（政治活動等の禁止）

第8条 団はいかなる政治団体、宗教団体或いは法人等及びその団体等に所属する個人に対し、一切これを支持せず、制約を受けない。

また、何人といえども団を政治目的等のために利用することを許さない。

## 第2章 団委員及び隊指導者

（団委員）

第9条 団委員は次の役務を分担する。各役務の内容は別に定める。

- |          |     |
|----------|-----|
| 一 団委員長   | 1名  |
| 二 団委員長代行 | 1名  |
| 三 副団委員長  | 若干名 |

- 四 野営・行事委員 若干名
- 五 広報委員 若干名
- 六 健康安全委員 若干名
- 七 進歩委員 若干名
- 八 会計委員 若干名

- 2 団委員の任期は2年とし、再選を妨げない。
- 3 団委員は、その役務を十分理解し、団及び隊運営が円滑に遂行されるよう責任をもって積極的に協力するよう努めなければならない。

(団委員の特例)

第8条 会計委員は、育成会会計が兼務する。

(団委員の役務)

第9条 団委員の役務は、次のとおりとする。

「全団委員」

- 1 団が実施する行事等のうち副団委員長が実行委員長となるものについては、全団委員が担務者となり、これを実施する。
- 2 隊行事について、隊指導者の要請があるときは、積極的にこれに協力する。

「団委員長」

- 1 団及び団委員会を代表する。
- 2 保護者等との連絡を密にし、育成会との協力を努める。
- 3 団委員会を主催し、各担当委員の協力を得て全般的視野に立ち役務を遂行する。
- 4 団会議の議長となり、隊指導者間の協調が保たれるよう配慮するとともに、より良い活動がなされるよう指導する。
- 5 団内の政治、宗教問題に関して、教育規定の精神に則り指導する。
- 6 県連、地区との連絡を密にし、これらとの役務分担等について団内調整を行う。
- 7 団内の指導者を養成するとともに、研修の機会を配慮する。

- 四 組織委員 若干名
- 五 野営・行事委員 若干名
- 六 会計委員 若干名

- 2 団委員の任期は2年とし、再選を妨げない。
- 3 団委員は、その役務を十分理解し、団及び隊運営が円滑に遂行されるよう責任をもって積極的に協力するよう努めなければならない。

(団委員の役務)

第10条 団委員の役務は、次のとおりとする。

「全団委員」

- 1 団が実施する行事等のうち副団委員長が実行委員長となるものについては、全団委員が担務者となり、これを実施する。
- 2 隊行事について、隊指導者の要請があるときは、積極的にこれに協力する。
- 3 団内の安全管理に努める。

「団委員長」

- 1 団及び団委員会を代表する。
- 2 保護者等との連絡を密にし、育成会との協力を努める。
- 3 団委員会を主催し、各担当委員の協力を得て全般的視野に立ち役務を遂行する。
- 4 団会議の議長となり、隊指導者間の協調が保たれるよう配慮するとともに、より良い活動がなされるよう指導する。
- 5 団内の政治、宗教問題に関して、教育規定の精神に則り指導する。
- 6 県連、地区との連絡を密にし、これらとの役務分担等について団内調整を行う。
- 7 団内の指導者を養成するとともに、研修の機会を配慮する。
- 8 地域との連携強化に努める。
- 9 団内の国際理解教育を推進する。

「副団委員長」

- 1 団委員長を補佐し、同等の役務を遂行する。
- 2 団委員長に事故あるときは、その役務を代行する。

「進歩委員」

- 1 団内スカウトの進級の状況を把握する。
- 2 スカウトの進級のためのプログラムに関し、隊及びスカウトに対して助力する。
- 3 スカウト指導にあたるインストラクターの確保に配慮する。

「野営・行事委員」

- 1 スカウティングにおけるハイキングやキャンプ等の教育的意義とその価値を理解し、その啓発に努める。
- 2 地区行事について、団内の連絡調整にあたり、参加する。
- 3 長期キャンプ等の候補地の事前調査を行う。
- 4 各隊の進級及び上進の式の実施に協力する。
- 5 団所有資産に関し、適切な管理に努めるとともに、外部貸し出し等に責任を持つ。
- 6 団資産の購入計画に責任を持つ。

「健康安全委員」

- 1 団委員、隊指導者及びスカウトの傷害保険の加入手続き等を行う。
- 2 長期キャンプ等における現地医療機関等の調査を行う。
- 3 スカウトの健康管理を行う。

「組織拡張委員」

- 1 団組織を十分理解しもって地域へのスカウティングの趣旨の普及に努める。

「団委員長代行」

- 1 上記、団委員長の役務遂行に支障ある場合、その一部を代行する。
- 2 団委員長に事故あるときは、その役務を代行する。

「副団委員長」

- 1 団委員長を補佐し、同等の役務を遂行する。

「組織委員」

- 1 団組織を理解し、もって地域へのスカウティングの趣旨の普及に努める。
- 2 年次登録に責任を持つ。
- 3 団報「みどりの輪」を定期的に発行する。
- 4 団ホームページの管理運営を行なう。
- 5 個人情報保護に努める。
- 6 団委員、隊指導者及びスカウトとその活動に奉仕する者の傷害保険の加入手続き等を行う。またその保険事務全般に責任を持つ。
- 7 団の記録を保管管理する。

「野営・行事委員」

- 1 スカウティングにおけるハイキングやキャンプ等の教育的意義とその価値を理解し、その啓発に努める。
- 2 地域行事等について、団内の連絡調整にあたり、参加する。
- 3 長期キャンプ等の候補地の事前調査ならびに現地医療機関等の調査を行う。
- 4 各隊の進級及び上進の式の実施に協力する。
- 5 団所有資産に関し、適切な管理に努め、外部貸し出し等に責任を持つ。
- 6 団資産の購入計画に責任を持つ。
- 7 団内スカウトの進級の状況および健康状況を把握する。
- 8 スカウトの進級のためのプログラムに関し、隊及びスカウトに対して助力する。。
- 9 スカウト指導にあたるインストラクターの確保に配慮する。

- 2 年次登録に責任を持つ。
- 3 隊指導者等の選任に責任を持つ。

「広報委員」

- 1 「緑の輪」を定期的に発行する。
- 2 地域の人々にボーイスカウト運動への理解を得られるよう広報活動を行う。

「会計委員」

- 1 団の財政に関し責任を持ち、団会計の出納業務を行う。
- 2 育成会及び団の年間予算書及び決算書を作成する。

(隊指導者等)

第10条

団委員会は以下の指導者を任命し、各隊に置く。

- 一 隊長 1名
  - 二 副長 若干名
- 2 団委員会は、以下の準指導者を隊長及び保護者と協議のうえ委嘱する。
    - 一 カブ隊デンリーダー
  - 3 隊長は、以下の準指導者を団委員会の承認を得て委嘱する。
    - 一 ビーバー隊補助者
  - 4 隊長は、以下の準指導者を団委員会の承認を得て任命できる。
    - 一 カブ隊及びボーイ隊副長補
  - 5 隊長は、以下の準指導者を必要に応じ委嘱できる。
    - 一 カブ隊、ボーイ隊及びベンチャー隊インストラクター

(指導者としての心得)

第11条 団委員及び隊指導者は、ボーイスカウト精神に則り、品性を重んじ、スカウトとその保護者が信を託すに足ることを実証し、社会の信望に応えなければならない。

第3章 団及び隊の運営

(事業計画及び予算)

第12条 団委員会は、団が行う事業あるいは団として参加する事業等について必要となる予算を含めて年間計画を作成し、育成会員の承認を得なければならない。

- 2 隊指導者は隊活動について必要な予算を含めた年間プログラム計画を作成し、国会議及び団委員会に協議し、保護者の承認を得なければならない。

「会計委員」

- 1 団会計の出納業務を行うとともに、育成会の会計監査を行う。
- 2 団の年間予算書及び決算書を作成する。

(隊指導者等)

第11条 団委員会は、以下の指導者を任命し、各隊に置く。

- 一 隊長 1名
  - 二 副長 若干名
- 2 団委員会は、以下の準指導者を隊長及び保護者と協議のうえ委嘱する。
    - 一 カブスカウト隊デンリーダー
  - 3 団委員会は、以下の準指導者を隊長の推薦に基づき委嘱する。
    - 一 ビーバースカウト隊補助者
  - 4 隊長は、以下の準指導者を団委員会の承認を得て任命できる。
    - 一 カブスカウト隊及びボーイスカウト隊副長補
  - 5 団委員会は、以下の準指導者を隊長の推薦に基づき委嘱することができる。
    - 一 カブスカウト隊、ボーイスカウト隊及びベンチャースカウト隊インストラクター

(指導者としての心得)

第12条 団委員及び隊指導者は、ボーイスカウト精神に則り、品性を重んじ、スカウトとその保護者が信を託すに足ることを実証し、社会の信望に応えなければならない。

第3章 団及び隊の運営

(事業計画及び予算)

第13条 団委員会は、団が行う事業あるいは団として参加する事業等について必要となる予算を含めて年間計画を作成し、育成会員の承認を得なければならない。

- 2 隊指導者は隊活動について必要な予算を含めた年間プログラム計画を作成し、国会議及び団委員会に協議し、保護者の承認を得なければならない。

- 3 ただし、長期キャンプ等の特別会計を組む行事については年間計画段階では計画概要を提示するものとし、詳細計画及び執行に関しては団委員会及び隊指導者が責任をもってこれを行い、育成会員及び保護者の承認を得るものとする。

(通常運営費)

第13条 団運営に必要な経費は育成会費、入団金、助成金、寄付金、その他の収入をもって充てる。入団金については別途定める。

- 2 隊運営に必要な経費は、入隊金及びその他の収入をもって充てる。  
隊費については必要の都度国会議及び団委員会で協議決定し、保護者の承認を得るものとする。  
入隊金については別途定める。

(特別運営費)

第14条 団行事(団として参加する対外的行事を含む)あるいは特別隊集会等の通常運営費では賄うことのできない行事に必要な経費は、通常運営費とは別にその都度特別会計を組む。

- 2 長期キャンプ等に必要な経費は、各隊の責任において、保護者の承諾を得て、年間を通じて積み立てることができる。  
3 臨時集金あるいは積み立てをしていた行事に不参加者が出た場合、共通経費の支出分を差し引いて返金することがある。

(団による経費の負担)

第15条 次の経費は原則として団が全額負担する。

ただし、交通費については、実状に合わせ団委員会で協議決定する。

- 一 指導者講習会、ウッドバッジ研修所の参加登録費  
ただし、地区等の補助がある場合はその分を差し引く。
- 二 日連、県連、地区その他の団体が主催する講習会、講演会等の参加費
- 三 団の要請によって団行事に参加するものに掛かる経費
- 四 特別隊集会等の特別会計で行われる行事に参加する隊指導者に掛かる経費

(慶弔費)

第16条 団委員会は団内外の慶弔等に関し責任を持つ。

(執行責任)

第17条 団委員会は団及び育成会の運営に係る経費について、活動計画及び予算に沿って責任を

- 3 ただし、長期キャンプ等の特別会計を組む行事については年間計画段階では計画概要を提示するものとし、詳細計画及び執行に関しては団委員会及び隊指導者が責任をもってこれを行い、育成会員及び保護者の承認を得るものとする。

(通常運営費)

第14条 団運営に必要な経費は団費、入団金、助成金、寄付金、その他の収入をもって充てる。入団金については別途定める。

- 2 隊運営に必要な経費は、入隊金及びその他の収入をもって充てる。  
隊費については必要の都度国会議及び団委員会で協議決定し、保護者の承認を得るものとする。  
入隊金については別途定める。

(特別運営費)

第15条 団行事(団として参加する対外的行事を含む)あるいは特別隊集会等の通常運営費では賄うことのできない行事に必要な経費は、通常運営費とは別にその都度特別会計を組む。

- 2 長期キャンプ等に必要な経費は、各隊の責任において、保護者の承諾を得て、年間を通じて積み立てることができる。  
3 臨時集金あるいは積み立てをしていた行事に不参加者が出た場合、共通経費の支出分を差し引いて返金することがある。

(団による経費の負担)

第16条 次の経費は原則として団が全額負担する。

ただし、交通費については、実状に合わせ団委員会で協議決定する。

- 一 各種成人訓練の参加登録費  
ただし、地区等の補助がある場合はその分を差し引く。
- 二 日連、県連、地区その他の団体が主催する講習会、講演会等の参加費
- 三 団の要請によって団行事に参加するものに掛かる経費
- 四 特別隊集会等の特別会計で行われる行事に参加する隊指導者に掛かる経費

(慶弔費)

第17条 団委員会は団内外の慶弔等に関し責任を持つ。その額等は別途定める。

(執行責任)

第18条 団委員会は団の運営に係る経費について、活動計画及び予算に沿って責任を持って

持って執行する。

- 2 隊長は隊の運営に係る経費について、プログラム及び予算に沿って責任を持って執行する。
- 3 計画外の執行については、団委員会（団委員長、会計委員、当該事項を担当する団委員及び隊指導者）が協議決定し、執行するものとする。
- 4 団委員会及び隊長は活動報告及び決算書をもって、育成会員、保護者の承認を得なければならない。

（会計処理）

第18条 本団における会計処理は、以下の帳簿等をもってする。

- ・ 育成会員名簿
  - ・ 育成会費徴収簿
  - ・ 出納簿
  - ・ 備品台帳
  - ・ 予算書、決算書綴り
  - ・ 領収書綴り
  - ・ 事業収入清算書
- 2 本会計の支出は支出証拠書類として支払先の発行する領収証をもってする。  
ただし、これが得られない場合は、会計委員の承認する書類をもってこれに替えることができる。
  - 3 帳簿類は、3年保存とする。

（監 査）

第19条 団運営に関する監査は育成会総会に於ける育成会正会員による承認をもってする。

- 2 隊運営に関する監査は保護者の承認をもってする。

第4章 団委員会及び団会議

執行する。

- 2 隊長は隊の運営に係る経費について、プログラム及び予算に沿って責任を持って執行する。
- 3 計画外の執行については、団委員会（団委員長、会計委員、当該事項を担当する団委員及び隊指導者）が協議決定し、執行するものとする。
- 4 団委員会及び隊長は活動報告及び決算書をもって、育成会員、保護者の承認を得なければならない。

（会計処理）

第19条 本団における会計処理は、以下の帳簿等をもってする。

- ・ 団員名簿
  - ・ 団費徴収簿
  - ・ 出納簿
  - ・ 備品台帳
  - ・ 予算書、決算書綴り
  - ・ 領収書綴り
  - ・ 振替受払通知書
- 2 本会計の支出は支出証拠書類として支払先の発行する領収証をもってする。  
ただし、これが得られない場合は、会計委員の承認する書類をもってこれに替えることができる。
  - 3 帳簿類は、10年保存とする。

（会計監査）

第20条 団の会計処理が適正に行われていることを確かめるため、育成会の会計による会計監査を行う。

（監 査）

第21条 団の事業に関する監査は、育成会総会に於ける育成会正会員による承認をもってする。

- 2 隊運営に関する監査は当該隊のスカウトが所属する保護者の承認をもってする。

（個人情報の取扱い）

第22条 団及び隊指導者は、個人情報の保護に関する法律に基づき、育成会ならびに団に所属する構成員等に関する個人情報を管理運営する。

第4章 団委員会及び団会議

(団委員会)

第20条 団委員会は団委員全員が出席し、団運営に関する事項あるいは対外的事項について協議、決定するため次のとおり会議を開催する。

- 一 定例会 : 月1回
- 二 臨時会 : 必要あるとき団委員長が召集する。

2 隊指導者(隊長及び副長)は、団委員会の求めに応じ団委員会定例会及び臨時会への出席を要する。

(団会議)

第21条 隊指導者は隊相互間の連絡調整のほか団内運営の全般にわたる事項を協議するため、団委員の出席を得て団会議を開催する。

2 団会議は団委員長が議長となり、毎月1回以上開催する。

第5章 隊及び隊員

( 隊 )

第22条 団に以下の5隊を置く。

- 一 ビーバー 隊
- 二 カブ 隊
- 三 ボーイ 隊

(団委員会)

第23条 団委員会は団委員全員が出席し、団運営に関する事項あるいは対外的事項について協議、決定するため次のとおり会議を開催する。

- 一 定例会 : 月1回
- 二 臨時会 : 必要あるとき団委員長が召集する。

2 隊指導者(隊長及び副長)は、団委員会の求めに応じ団委員会定例会及び臨時会への出席を要する。

(団会議)

第24条 隊指導者は隊相互間の連絡調整のほか団内運営の全般にわたる事項を協議するため、団委員の出席を得て団会議を開催する。

2 団会議は団委員長が議長となり、毎月1回以上開催する。

(総会)

第25条 総会は、団の最高議決機関として団委員長の召集により原則として年1回4月もしくは5月に開催し、団員の3分2以上の出席をもって成立する。

また、団員の3分の1以上の賛意をもって臨時に開催することができる。

(総会に付すべき事項)

第26条 総会に付すべき事項は次のとおりとする

- 一 前年度の団の事業承認ならびに隊の事業報告
- 二 前年度の団の決算承認ならびに隊の決算報告
- 三 新年度の団委員の報告
- 四 新年度の隊指導者の報告
- 五 新年度の団の事業計画承認及び隊の事業計画報告
- 六 新年度の団の予算計画承認及び隊の予算計画報告
- 七 その他総会の承認あるいは決議を必要とする事項

第5章 隊及び隊員

( 隊 )

第27条 団に以下の5隊を置く。

- 一 ビーバー スカウト 隊
- 二 カブ スカウト 隊
- 三 ボーイ スカウト 隊

四 ベンチャー 隊

五 ロー パー 隊

(隊員の募集)

第23条 隊員の募集は随時行う。

- 2 ビーバー隊員の新規募集は幼稚園年長児を対象として、団委員会が中心となりこれを行う。

(移籍及び中途入隊)

第24条 他団から移籍あるいは年度途中においてボーイスカウト運動への参加を希望するものがある場合は、対象となる隊の状況、入団資格等について団会議において審査し、決定する。

(入団及び入隊資格)

第25条 新規募集、移籍あるいは中途入隊するものは、次の項目を充足することをもって入団及び入隊の資格とする。

- 一 保護者が、ボーイスカウト運動を十分理解し、団及び隊の活動に積極的に参加協力できるもの。
- 二 健全な精神の持ち主で、ビーバースカウト及びカブスカウトは“やくそく”の、ボーイスカウト、ベンチャースカウト及びローバースカウトは“ちかい”の実践を誓えるもの。

第6章 その他

(活動年度)

第26条 活動年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(付 則)

第27条 この規約は、平成19年5月13日から施行する。

- 2 教育規定並びにこの規約に定めのない事項については、団委員会で協議し、これを処理するとともに、育成会総会において承認を得るものとする。

四 ベンチャースカウト 隊

五 ロー パー スカウト 隊

(隊員の募集)

第28条 隊員の募集は随時行う。

- 2 ビーバースカウトの新規募集は幼稚園年長児を対象として、団委員会が中心となりこれを行う。

(移籍及び中途入隊)

第29条 他団から移籍あるいは年度途中においてボーイスカウト運動への参加を希望するものがある場合は、対象となる隊の状況、入団資格等について団会議において審査し決定する。

(入団及び入隊資格)

第30条 新規募集、移籍あるいは中途入隊するものは、次の項目を充足することをもって入団及び入隊の資格とする。

- 一 保護者が、ボーイスカウト運動を十分理解し、団及び隊の活動に積極的に参加協力できるもの。
- 二 健全な精神の持ち主で、ビーバースカウト及びカブスカウトは“やくそく”の、ボーイスカウト、ベンチャースカウト及びローバースカウトは“ちかい”の実践を誓えるもの。

第6章 その他

(プライバシーポリシー)

第31条 団は、スカウトの新規募集活動において、プライバシーポリシーを定め、ホームページに掲載する。

プライバシーポリシーの改廃は、団委員会がこれを行なう。

(事業開始および事業年度)

第32条 本団の設立年月日は昭和49年4月18日とする。

- 2 事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(付 則)

第33条 この規約は2018年(平成30年)5月12日から施行する。

- 2 教育規定並びにこの規約に定めのない事項については、団委員会で協議し、これを処理するとともに、育成会総会において承認を得るものとする。



H20. 4. 1 地区名称変更  
H26. 4. 27 改定

3 この規約は、団規約第26条に定める総会の決議をもって改正することができる。

1984(S59). 10. 1. 配布

1995(H7). 9. 1. 改正

1997(H9). 12. 21. 改正

2005(H17). 5. 8. 配布

2007(H19). 5. 13. 改正

2008(H20). 4. 1. 地区名称変更

2014(H26). 4. 27. 改正

2018(H30). 5. 12. 配布

### 現 行 規 定

### 改 正 ( 案 )

ボーイスカウトさいたま第10団規約（以下「団規約」という。）細則

ボーイスカウトさいたま第10団規約（以下「団規約」という。）細則

（団 費）

第1条 団規約第4条第2項の規定による団費は、次のとおりとする。

1 月額1,500円とする。

複数のスカウトをもつ場合、月額として次の算式により求めた額とする。

$1,500円 + 500円 \times (スカウト人数 - 1)$

2 ローバースカウト隊に所属する団員

年額5,000円とする。

（団費の減額、免除）

第2条 団員は、特別の事由があるときは会団費の減額あるいは免除を受けることができる。

1 休隊者をもつ団員の会団費は、その期間において月額1,000円とする。

なお、複数のスカウトをもつ場合、前条一号算式中1,500円を1,000円と読み替える。複数の休隊者ある場合は、一人につき500円を減額する。

2 本人が団及び隊の運営に携わる団員並びに成人したローバースカウトの団費は免除する。

(入 団 金)

第1条 団規約第13条第1項の規定による入団金は3,000円とする。

(入 隊 金)

第2条 団規約第13条第2項の規定による入隊金は2,000円とする。

(見 舞 金)

第3条 団規約第16条の規定により団内の登録者が活動中に疾病を被った時における見舞金は上限を5,000円とする。

(弔 慰 金)

第4条 団規約第16条の規定により団あるいは友団の関係者に逝去者がでた場合における弔慰金は上限を5,000円とする。

(功労感謝の記念品)

第5条 団規約第16条の規定により団運営等に特に功労のあったものに対し記念品を贈ることができる。この場合は、育成会員の承認を得るものとする。

(付 則)

第6条 この細則は平成19年5月13日から施行する。

H20. 4. 1 地区名称変更  
H26. 4. 27 改定

現 行 規 定

(入 団 金)

第3条 団規約第14条第1項の規定による入団金は3,000円とする。

(入 隊 金)

第4条 団規約第14条第2項の規定による入隊金は2,000円とする。

(見 舞 金)

第5条 団規約第17条の規定により団内の登録者が活動中に疾病を被った時における見舞金は上限を5,000円とする。

(弔 慰 金)

第6条 団規約第17条の規定により団あるいは友団の関係者に逝去者がでた場合における弔慰金は上限を5,000円とする。

(功労感謝の記念品)

第7条 団規約第17条の規定により団運営等に特に功労のあったものに対し記念品を贈ることができる。この場合は、団委員会にて協議し理事会の承認を得るものとする。

(付 則)

第8条 この細則は2018年(平成30年)5月12日から施行する。

3 この細則は、団規約第26条に定める総会の決議をもって改正することができる。

2005(H17). 5. 8. 配布

2007(H19). 5. 13. 改正

2008(H20). 4. 1. 地区名称変更

2014(H26). 4. 27. 改正

2018(H30). 5. 12. 配布

改 正 (案)

ボーイスカウトさいたま第10団「プライバシーポリシー」

ボーイスカウトさいたま第10団(以下、当団)では、個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守し、大切な個人情報の保護に万全を尽くします。

個人情報の収集について

当団では、次のような場合に必要な範囲で個人情報を収集することがあります。

当団へのお問い合わせ時

本サイトへのログ取得時

個人情報の利用目的について

当団は、お問い合わせいただいた方から収集した個人情報を次の目的で利用いたします。

お問い合わせいただいた方への連絡のため

お問い合わせに対する回答のため

お問い合わせいただいた方への当団の活動情報提供のため

アクセス状況を適切に把握するため

個人情報の第三者への提供について

当団では、お問い合わせいただいた方より取得した個人情報を第三者に開示または提供することはありません。

ただし、次の場合は除きます。

ご本人の同意がある場合

警察からの要請など、官公署からの要請の場合

法律の適用を受ける場合

個人情報の開示、訂正等について

当団は、お問い合わせいただいた方ご本人からの自己情報の開示、訂正、削除等のお求めがあった場合は、確実に応じます。

個人情報保護に関するお問い合わせ先

(団委員長宅を指定)

2018(H30). 5. 12. 配布